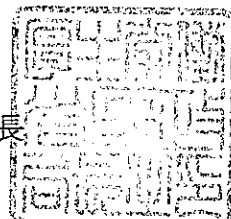




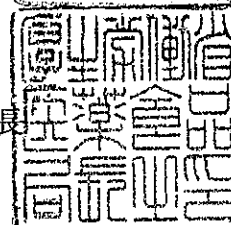
医政発第0421005号
薬食発第0421009号
老発第0421001号
平成18年4月21日

各都道府県知事 殿

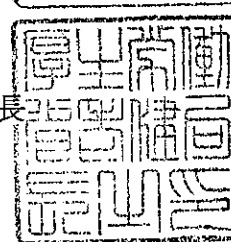
厚生労働省医政局長



厚生労働省医薬食品局長



厚生労働省老健局長



医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための
ガイドラインの一部改正等について

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が昨年4月1日より全面施行されましたが、厚生労働省では、医療・介護関係事業者が行う個人情報の適正な取扱いを支援するために、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月24日付け医政発第1224001号・薬食発第1224002号・老発第1224002号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知別添。以下「ガイドライン」という。）を作成し、その周知を図っているところです。今般、ガイドラインの一部を改正し、別添1のとおりとしましたので、貴職におかれましては、下記事項について御了知の上、貴管内の関係機関・関係団体等に対する周知・指導等よろしくお取り計らい願います。

また、貴管内の保健所設置市、特別区に対しても、併せて周知願います。

なお、記の3に記載されているとおり、本年2月28日に個人情報保護関係省庁連絡会議が開催され、いわゆる「過剰反応」と言われる状況が見られることに対応した「個人情報の円滑な推進について」（別添2）が同日、同連絡会議で申し合わされたところですので、これも併せて周知・指導等よろしくお願いします。

記

1. 改正の趣旨

厚生労働省では、医療・介護関係事業者向けに、ガイドラインを作成し、厚生労働省のホームページに掲載しているところであるが（<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/index.html>）、今回の改正は、3.に記載する申合せの趣旨を踏まえたものであること。

なお、医療・介護関係の法令の改正に伴う所要の改正も併せて行っているものであること。

2. 改正の内容

改正事項については別添3を参照していただきたいこと。

3. 個人情報保護関係省庁連絡会議申合せ

「個人情報保護の円滑な推進について」（個人情報保護関係省庁連絡会議申合せ（平成18年2月28日））の1（2）において、「過剰反応」と思われる問題について考え方の整理が行われ、今後にも必要に応じてその周知徹底を図るとされていること。